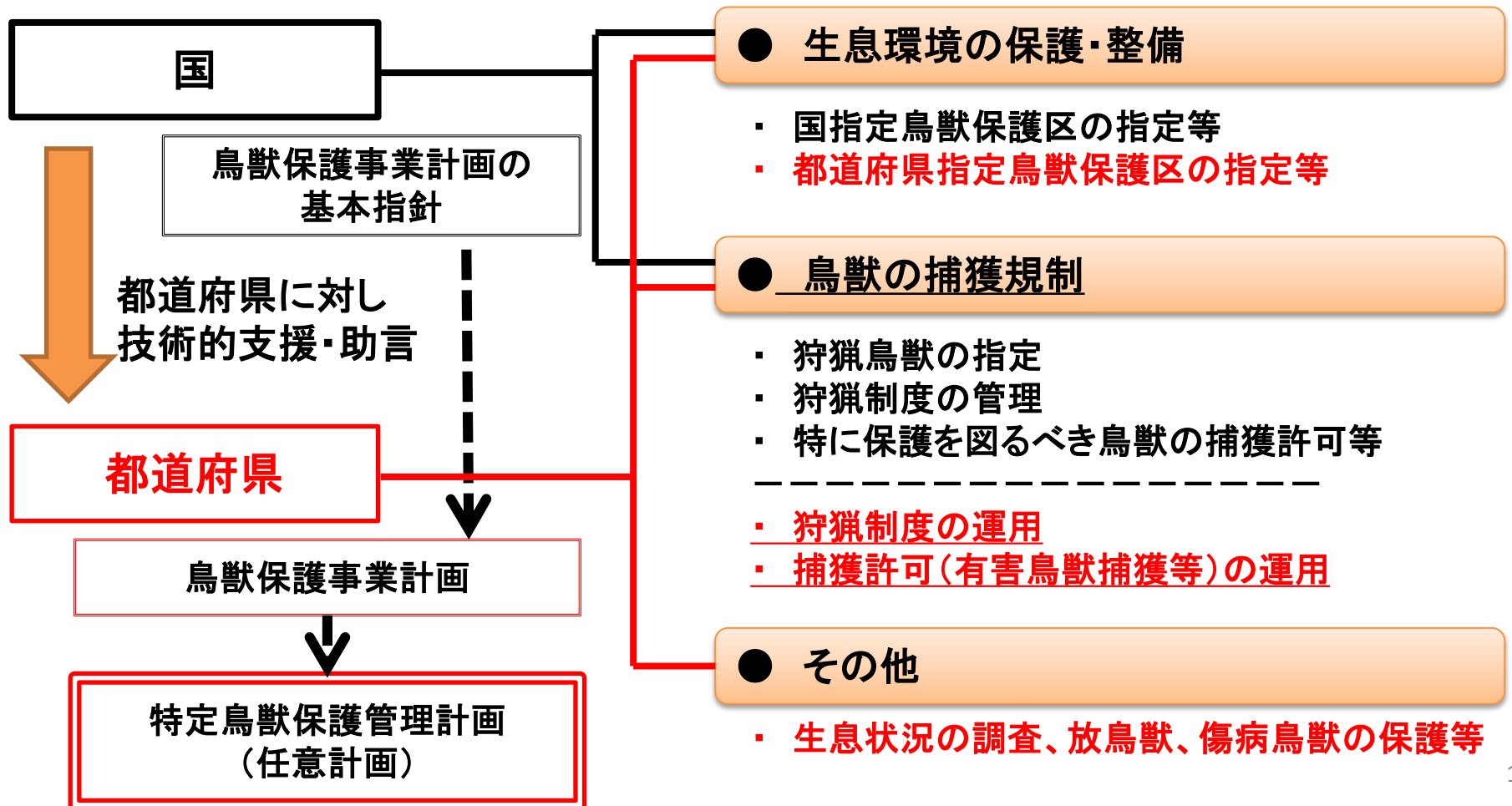


鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の体系

【法律の目的】

鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による被害の防止、猟具の使用に係る危険の予防

↓
生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与



狩猟と許可捕獲

- 鳥獣法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

狩 猟

（狩猟鳥獣を、定められた猟法、定められた期間で捕獲。）

許可捕獲

・有害捕獲：農作物等の被害防止のため、都道府県知事等の許可を受けて捕獲
 ・個体数調整：特定鳥獣保護管理計画で定めた特定鳥獣の数の調整のため、都道府県知事等の許可を受けて行う捕獲。

等

区 分	狩 猟	許可捕獲(有害捕獲)	許可捕獲(個体数調整)
定 義	法定猟法により狩猟鳥獣を捕獲等(捕獲又は殺傷)	農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと	法第7条に基づき都道府県知事が作成した特定鳥獣保護管理計画で定めた特定鳥獣の数の調整を行うこと
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵	特定鳥獣
捕獲及び採取の事由	問わない	農林水産業等の被害防止のため(注)	特定鳥獣の数の調整のため
個別の手続き	不要(狩猟免許の取得、毎年度猟期前の登録が必要)	許可申請が必要 申請先：都道府県知事等	許可申請が必要 申請先：都道府県知事等
捕獲できる時期	・北海道以外：11月15日～2月15日 ・北海道：10月1日～1月31日	許可された期間 (年中いつでも可能)	許可された期間 (年中いつでも可能)
方 法	法定猟法(網・わな猟、銃猟)	法定猟以外も可 (危険猟法等については制限あり)	法定猟以外も可 (危険猟法等については制限あり)

注)被害等のおそれがある場合に実施する予察による捕獲は、この限りではない。

追加の規制改革事項に係る制度の現状 (規制の理由)

- ①わなの設置数制限 【鳥獣法第12条第1項第3号・鳥獣法施行規則第10条第3項】
⇒いたずらに負傷鳥獣を生むおそれ・事故等を招くおそれがあるため
- ②くくりわなの輪の最大直径規制 【鳥獣法第12条第1項第3号・鳥獣法施行規則第10条第3項】
⇒錯誤捕獲の防止のため
- ③公道など捕獲禁止区域(網・わなも禁止) 【鳥獣法第11条第1項・鳥獣法施行規則第8条】
⇒公道での捕獲行為は、通行者に危害を与えるおそれが多いため
※公道以外にも、危険防止や鳥獣保護等の観点から捕獲禁止区域が設けられている。
- ④日出前及び日没後における鳥獣の捕獲等(銃猟)の禁止 【鳥獣法第38条第1項】
⇒捕獲対象の明確な識別が困難であり、人に危害を生ずるおそれが高いため
※わな猟・網猟については規制はない。

追加の規制改革事項に係る制度の現状 (規制の緩和・解除)

- ①わなの設置数制限の緩和(同時に31以上のわな設置を可能とする)
- ②くりわなの輪の最大直径規制の解除(12cm以上でも可能とする)
- ③通行規制をした公道などでの捕獲禁止区域の緩和

⇒①～③のいずれも鳥獣法第9条第1項の許可捕獲であれば、緩和・解除が可能(ただし、県全域の捕獲許可基準を定める兵庫県との調整が必要。)

また、①及び②については、許可捕獲ではない一般的な狩猟においても、都道府県が定める特定鳥獣保護管理計画に位置付けることができれば、緩和・解除が可能。

- ④日出前及び日没後における鳥獣の捕獲等を可能とする(銃器使用可)

⇒改正鳥獣法の施行後(平成27年5月29日以降)であれば、一定の条件(※)の下で実施することが可能となる。

※都道府県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に、認定鳥獣捕獲等事業者が従事する場合。